

# 「みんなで支える介護保険」

## 65歳以上の方へ7月上旬に介護保険料の通知書を発送します

介護保険制度は40歳以上の方が納める保険料と、国・県・本市からの公費を財源としています。

平成29年度の介護保険料の決定に伴い、65歳以上の皆さんに年間の介護保険料額の通知書を7月上旬に送付します。

※平成29年度保険料から、算定に土地・建物の長期・短期譲渡所得の特別控除を反映した所得指標を用います。



### 保険料の額・納付方法

#### 40～64歳(第2号被保険者)の方

加入している医療保険で、介護保険分を合わせて納めます。

※各加入機関でご確認ください。

#### 65歳以上(第1号被保険者)の方

保険料は、本人の所得の状況や世帯員の市民税課税状況などに応じて、14段階のうちいずれかに決まります。本市から届く通知書でご確認ください。

#### ■ 特別徴収(年金からの天引き)

年金受給額が年間18万円以上の方が対象です。老齢(退職)年金、障害年金、遺族年金等の定期支払の際、受給額から介護保険料があらかじめ差し引かれます。

年間保険料額と8・10・12月および平成30年2月分の特別徴収額、並びに平成30年4・6・8月分の仮徴収額が記載された通知書を送付します。

※なお、65歳になられたばかりの方や転入されて間もない方は、天引きの準備が整うまでは普通徴収になります。

#### ■ 普通徴収(口座振替や納付書で納付)

年間保険料額の通知書と7月～平成30年2月(8回分)の納付書を送付します。口座振替の方には、通知書のみ送付します。

### 便利な口座振替を

普通徴収の方は、納め忘れのない口座振替をご利用ください。口座振替依頼書に必要事項を記入後、預金(貯金)通帳と通帳届出印、介護保険料の納付書を持って、本市指定の各金融機関でお申込みください。※申込書は市内の各金融機関や介護長寿課にあります。

### 領収書は大切に

介護保険料は所得税の確定申告等をする場合、社会保険料控除の対象とすることができますので、領収書などは大切に保管してください。

### まずはご相談ください

介護保険料について、納付が困難になった場合、徴収の猶予や減免を受けられる場合がありますので、介護長寿課までご相談ください。

☎介護長寿課 内線 166・167・189

## がんじゅ～広場

専門スタッフの指導の下、ワイワイ楽しい仲間たちと一緒に姿勢や動作を整えましょう。

日時 毎週金曜日 10:00～12:00

場所 赤道老人福祉センター(願寿ひろば 赤道)

受講料 無料 ※申込不要

対象 市内在住の65歳以上の方

☎介護長寿課 内線 206



## 65歳からの筋力トレーニング 「いきいき筋力アップ教室」

いつまでも元気でいるために、自宅でできる筋力トレーニング運動と健康に役立つ知識を学ぶ教室です。認知症予防にも効果がある運動も取り入れています。

日時 8月31日～11月16日 毎週木曜日(全12回、10:00～12:00)

場所 伊利原老人福祉センター(伊佐)

受講料 無料(送迎なし)

定員 20名(応募多数の場合は、新規の方を優先に抽選)

申込期間 7月20日(木)～8月10日(木)

※窓口または電話で受付後、窓口にて申込書を記入

対象 ・市内在住の65歳以上で介護認定を受けていない方  
・医師からの運動制限のない方(医師からの意見書を出していただくこともあります)  
・原則として教室全日程に参加できる方

☎介護長寿課 内線 549・207

